

阿南工業高等専門学校技術部ワーキングチーム設置要項

(平成28年4月1日)

(要項第1号)

(目的)

第1 この要項は、阿南工業高等専門学校技術部組織規則第11条第2項の規定に基づき、阿南工業高等専門学校技術部にグループの枠を超えた横断的な組織としてワーキングチーム（以下「チーム」という。）を設置する場合の必要な事項を定める。

(チームの設置)

第2 チームの設置は、当該チームごとに目的を明確にし、技術部長の許可を得て行うものとする。

(チームリーダー)

第3 チームにチームリーダーを置き、チームに属する者の相互協議によって選出するものとする。

(解散及び報告)

第4 チームは、その目的達成をもって解散する。

2 チームリーダーはチームを解散するにあたって、目的の達成状況を報告するものとする。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。